### 緒

真宗大谷派宗憲第八条には次のようにある。

顕した本願の名号を体とする往還二種廻向を要旨とする。

本派の教義は、宗祖親鸞聖人が、佛説無量寿経に基づいて、顕浄土真実教行証文類を撰述して開

これを受けて、二〇二三年宗会において全面改正された儀式条例には「儀式の本旨」が次のように

定められている。

旨としなければならない。 式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化にあずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を 本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもっての教化を本旨とする。したがって、儀

就という「果」が表現されており、そのことによって我々を教化する如来の用き、如来の説法である ここに、真宗大谷派の儀式は、 阿弥陀如来の往還二廻向の成就、すなわち我々にとっては信心の成

一九六二年、同朋会運動が我が宗派において始まり、その進展の中で一九八一年、真宗大谷派宗憲

ことが示されている。

められてきた。その結果、漸く二〇二三年の宗会において儀式条例が全面改正され、それにともなっ 究所では長年にわたり、宗憲、そして現行の儀式に即した形での条例のあり方について検討作業が進 が改正された。儀式条例は、その後、必要最小限の変更が為されただけであった。そこで儀式指導研

第二部には、年中諸法要行事を収録した。また、関係条例、告示等も網羅している。真宗大谷派の儀 本書、すなわち『儀式軌範』は、それらの法規に則った形で編集がなされた。第一部は儀式作法編

て、はじめて儀式条例施行条規も施行された。

のとなれば幸いである。 本書の発行が、真宗大谷派における法要・儀式の適正な執行、さらには同朋社会の顕現に資するも 式の総合書として活用いただきたい。

二〇二四年十月三十一日

儀式指導研究所長 那須信純

第一部 第一章 第一節 第四節 第五節 第三節 第二節 第一節 1 荘 儀式作法編 荘厳 儀式総説..... 莊厳総 大谷派の儀式・声明の歴史 浄土真宗の儀式 導師と調声人 内仏における儀式 真宗本廟における儀式 厳と 別院、普通寺院・教会における儀式 作法..... は 説 26 26 ---儀式の主宰と執行 3 9 5 10 7 10 3

緒

言

目

次

iii

26

2

荘厳についての心構え

	第一
	節
	莊
ĵ	厳
ĵ	
	28
)	
_	
ĉ	

1 真宗本願両堂の荘厳

28

29

- (1) 阿弥陀堂各尊奉安の位置 (2) 御影堂各尊奉安の位置 30
- 2 別院・普通寺院の荘厳ならびに各尊奉安の位置

30

- 第三節 3 内仏について 仏 具 33 32
- 2 1 平常より用いる仏具、 平常より荘厳する仏具

33

- 、御道具 36
- 重い法要、特別な法要に荘厳する仏具 38
- 重い法要、特別な法要に用いる仏具、 御道具 39

第四節

各尊前の荘厳

42

4 3

第五節

その他の荘厳作法

1

内陣の準備について

51 51 2 1

特別な法要時の各尊前の荘厳

46

平常時の各尊前の荘厳

42

(2) 仏供について 52 53

(1) 内陣拵について

51

3 蝋燭について

第三節 第一節 真宗大谷派の声明 第二節 5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 経 巡 助 声明・勤行作法..... 拝 偈 念 和讃本の扱い方 62 調 和 経本の扱い方 声明の心得 儀式依用の聖教(経典、偈文、拝読文等) 読 文 71 仏 文 典 讃 讃 音 声 64 66 65 60 68 59 59 59 60 58 64 58

4

5

打敷・水引について 灯明について 54

55

(6) 仏花について 56

6

伽

陀

第五節 第四節 9 8 7 6 5 3 2 3 2 1 8 7 4 1 4 (2) 文類偈五品 (1) 正信偈九品 平 そ 梵 太 節 示経役の作法 音 磬 砂 鈴 経 正信偈九品、文類偈五品について 御経の読法 調声、句頭 口 鳴り物、打ち物の作法 読法について 0) 向 譜 鼓 木 85 張 84 鏧 他 文 87 84 87 86 85 84 76 74 75 82 76 87 83 82 76 84

第四章 その他の作法…………

第一節 出退作法

2

内陣本間の出仕・退出

97

1

出退等の作法

96 96

13 12 11

鏧の打ち方

鏧役の心得

1

2

経 口

題 向

92 92 10

鐘 鐘

88 90

楽 喚

(3) 経の区切りと、経の終題の鏧

92

5 中 座 99

3

余間(後座)出仕・退出

100

4

外陣出仕・退出

100

1

藺草履の場合

座り方・履物の作法

4 3 (2) 上臈出仕・退出

下﨟出仕・退出

98 98 (1) 履物の位置

97

98

98 2

挿鞋の場合

99

96

次 vii 目

第五章 第二節 第一節 法衣について 3 2 2 5 4 3 2 1 5 4 1 1 (2) 対配と法要座次 (1) 衣体の種類 法衣の種類とその依用について 衣体と法要座次 五. 青 七条袈裟 袈裟について 代香の作法 調声人の焼香の作法(前焼香) 合焼香・代香・前焼香 その他、注意すべきこと 101 一般の焼香 葬場での導師の焼香 装束作法 焼香について 101 袈 裟 111 袈 条袈裟 教師による対配 裟 113 103 104 112 112 111 105 108 108 105 109 109 104 101 2 102 役職による対配 105

第四節 表 袴 118 118 第五節 1内衣について120 

 6
 5
 4
 3
 2
 1

 間 直 色 裳 袍 裳 衣 裳
 複 裳 窓 窓
 1
 1

 面 解 器 についる
 116
 115
 いって

3 2 常服の袴 118 118 2 足袋等について 120 7 7 6 5 教 衣 117 117 117 喪服について 墨 袈 袈 袈 115 115 114 114 117 115 119 120

### 第二部 第一章 「法要式」について………… 法要式

第一節 法要の勤め方 128

基本的な法要式の構成

第三節

式事と式支配

134

128

第八節 履物について 第七節 念珠と扇について 2 1 念珠について 121 3 下着について 扇について 122 120 123

121

1

藺草履

123

124

第九節 その他、服装について

4 3 2

草履・下駄

123

浅

沓 鞋

123 123

挿

1

坊守章について 124

2

肩衣について

124

年 中 行

第一節 恒 例 法 要

真宗本廟における恒例法要 135

135

1

1 2 報恩 平 日 135

147

命日法 147 2

宗祖親鸞聖人 147 日 2 没 勤 行

先 門 首

1

先門首夫人 155 150

4

定会法要

蓮如上人 153

(5)

修

正会

157

2

源空

(法然) 上人御祥月命日

162

聖徳太子御祥月命日

169 165

彼

岸

会

167

6 4

立教開宗記念法要

171

蓮如上人御祥月命日

3

6 聖徳太子並びに七高僧

歴代門首御命日

156

151

2

1

7 (5) 3 1

盂

盆会

172

8

歳末昏時勤行

175

9

先門首御祥月命日

175

普通寺院における恒例法要

先門首夫人御祥月命日

178

歴代門首御祥月命日

179

182 (11)

報

恩 講

法 182

要 188

2

平

日

хi

135

次

目

 $\widehat{\underline{4}}$ 別院・普通寺院における別修法要 年忌法要 慶讃法要 奉告法要 葬儀式 記念法要 追恩法要 慶讃法 先門首 (闡如上人) 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要 住職就任奉告法要 世代住職年忌法要 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 両堂再建百年記念法要兼相続講員物故者追弔会 親鸞聖人御誕生会 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要 師徳奉讃法要 真宗本廟両堂等御修復完了奉告法要 葬儀 永代経総経 先坊守年忌法要 開基·先住職年忌法要

本山永代経

次 xiii 目

追恩法要

第四節

慶事式

311

第五節 その他の儀礼式

313

(1) 初

参

り式

311

(1) 御 煤

払

313

### 第四部

·真宗本廟崇敬条例 録

317

儀式条例 321

325 334

帰敬式に関する条例施行条規

御真影還座後の阿弥陀堂の荘厳について(『真宗』二〇〇九年十一月号)

·同朋奉讃式

法臈法衣条例

343

昭和法要式

350 346

葬儀式和讃の男女の区別を廃止(『真宗』二〇二〇年三月号)

359

儀式指導研究所からのお知らせ(『真宗』二〇二〇年十月号) 366

368

「椅子を用いた出仕作法」について(『真宗』二〇二四年六月号)

357

目

付

·儀式条例施行条規

・帰敬式に関する条例

337

次

XV

### 第一部

儀式作法編

## 第一章 儀式総説

## 第一節 浄土真宗の儀式

行し、その他教化に必要な事業を行い、もって同朋社会を実現することを 目的とする。 本派は、 宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執 (真宗大谷派宗憲第二条:目的)

本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもっての教化を本旨と あずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を旨としなければならない。 する。したがって、儀式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化に

南無阿弥陀仏」は、如来すなわち真如が、ことばになって、我々の前に現 (儀式条例第二条:儀式の本旨)

れてくださったものである。その「南無阿弥陀仏」を称え、手を合わせる、こ

頭が下がっている姿、すなわち信心が表現されているのである。

つまり「南無阿弥陀仏」は、成就した信心という果を表現している。念仏を

が阿弥陀如来の往還二回向成就という言葉で表される内容である。そこに法蔵 に、浄土の姿とそれに手を合わす我々衆生という形で表現している。それこそ 因として、すなわち念仏したから救われるのではない。儀式ではこれを具体的

されているからである。

菩薩の成仏

(浄土の成立・衆生救済の成立)と如来の説法 (衆生の聞法)が、表現

儀式という表現方法は、浄土真宗とは必然的な関係があるものではない。し

かし、我々の煩悩に合わせて、我々凡夫の持つ表現方法である儀式として、仏

が現れてくださった、そういただくべきものである。真如すなわち如来は、

我々のためにはどのようなものにもなってくださると宗祖は述べられている。

然れば、弥陀如来は如より来生して、報・応・化、種種の身を示し現した

まうなり。 (『教行信証』「証巻」聖典第二版三二〇頁)

すなわち真実そのもののはたらきから起こされた表現として、儀式はいただか 形からならう、果から因へ導く仏による教育方法であり、同時に仏の慈悲

4

儀式作法編

第一部

れるべきものである。

心の世界、仏の存在を示すものとなり、教化のはたらきを持つからである。儀 そこに積極的に参加する者にだけではなく、それをさらに外から見る者にも信 むにあたって、威儀を整えるのは、仏徳讃嘆を意味するだけではない。儀式は、 さらに「威儀」とは四威儀すなわち行住坐臥のことである。我々が儀式に臨

# 第二節 真宗本廟における儀式

式の執行は、教法宣布の一つの具体的な形なのである。

真宗本廟について、次のように定められている。

聖域であり、真宗大谷派(以下「本派」という。)の唯一の本山であって、 真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする

本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。 (真宗本廟崇敬条例第二条:真宗本廟)

諷誦し、聞き、ともに念仏するという儀式に示されている。

崇敬は具体的には儀式で示される。そして教法宣布もまた、宗祖の正信偈を

第一章 儀式総説

その儀式については次のように定められている。

とする。

真宗本廟における崇敬すなわち儀式の執行については次のように定められて

本派が挙げて執行する儀式及び行事は、真宗本廟において行うことを本旨

いる。

門首は、内局の進達により、次の事項を行う。

本尊、名号、影像及び法名を授与すること。

儀式を主宰すること。

Ξ 得度式及び帰敬式を行うこと。

-以下略 (真宗大谷派宗憲第十七条:門首の宗務に関する行為)

により門首がこれを行う。 真宗本廟の宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬は、 (真宗本廟崇敬条例第十条:門首) 僧侶及び門徒の信託

真宗本廟において行う儀式は、門首がこれを主宰する。この場合において

主宰とは、内局の進達に基づき、儀式の執行を掌るものとする。

ここに定められているように「僧侶及び門徒の首位」(真宗大谷派宗憲第十五 (真宗本廟崇敬条例第十六条:儀式の主宰)

> 儀式作法編 第一部

(真宗本廟崇敬条例第十五条:本派の儀式・行事)

かれ、さらに、真宗本廟の儀式を支えるために式務員すなわち、定衆、 条)たる門首が主宰して儀式が執行される。具体的には門首が調声を務めると いうことである。新門は門首を補佐し、また別に門首の補佐役として鍵役が置

るため、式務員を置く。 真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、 給仕及び儀式その他の式務に専従す (真宗本廟崇敬条例第十二条: 式務員)

参衆が置かれている。これについて以下の通り定められている。

第三節 別院、普通寺院・教会における儀式

別院については以下のように定められている。

義を宣布し、儀式を執行し、僧侶及び門徒を教化育成し、教区又は開教区 別院は、その地域の教化の中心道場として堂宇を備え、本尊を安置し、教 な業務を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。 の機関及び施設との緊密な連携のもとに、地方の特性に応じて教化に必要

別院の住職は門首であるが、平常は輪番が住職の職務を代掌する形で儀式が (別院条例第二条:別院の目的)

第一章 儀式総説

執行されている。

別院の佛祖の崇敬に任じ、儀式を主宰する。ただし、住職は、

番にその職務を代掌させることができる。

寺院、教会については次のように定められている。

寺院及び教会は、当該寺院又は教会に所属する僧侶及び門徒の聞法の道場 として、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、

教化

に必要な事業を行うことを目的とする。

また、その儀式の執行の資格については以下の通り定められている。 (寺院教会条例第二条:目的)

いう。 教師は、 僧侶であって、教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者を (教師条例第二条:教師)

儀式を執行することができるのは基本的に教師である。僧侶 (教師も含まれ

る)については以下のように定められている。

僧侶は、専ら仏祖に奉仕し、宗義を研修し、教法を宣布するを本分とする。

(僧侶条例第一条:僧侶の本分)

という。)又は教会の興隆発展に努めなければならない。 住職又は教会主管者に従い、その属する普通寺院(以下「寺院」

僧侶は、

(別院条例第十九条:任務

(僧侶条例第三条:僧侶の責務)

さらに、二〇二三年の儀式条例の改正に伴い制定された儀式条例施行条規に

は、次のように定められている。

定め、これを執行するものとする。ただし、 別院で行う儀式は輪番が、寺院で行う儀式は住職がその期日及び内容等を 別院においては輪番の、

僧侶は、 ことができる。 輪番や住職・教会主管者の指示がない限り、儀式の補佐も、 (儀式条例施行条規第四条:別院及び寺院の儀式)

においては住職の指示を受けた本派僧侶がこれを補佐し、又は代理で行う

寺院

代理で行うこともできない。

### 第四節 内仏における儀式

内仏における儀式は、以下のように定められている。

これを執行するものとする。ただし、平日法要については、 番又は所属寺院の住職の指導を受けて、門徒がこれを修することができる。 内仏における儀式は、 輪番又は住職若しくはその指示を受けた本派僧侶が 所属別院の輪

儀式総説 9

# 第五節 導師と調声人 ――儀式の主宰と執行

拝読、 と呼ばれるが、他宗派に見られる引導師とは異なる。式導師、経導師の作法に ついては『登高座作法稽古本』(東本願寺出版発行)を参照のこと。 導師は登高座して報恩講式・嘆徳文を拝読する式導師と、登高座して表白を 御経の調声をする経導師とがある。また、葬儀の調声をする者も導師

当たり、その法要の執行者となる。 調声人は、法要や勤行で調声する者。法要式では原則として首座がその役に

# 第六節 大谷派の儀式・声明の歴史

宗 袓 宗祖親鸞聖人は比叡山延暦寺の堂僧として声明・儀式を行っていた。 それは天台系の念仏を内容とするものであったと考えられている。山

を下りて法然上人のもとでは、天台声明の系譜を引く新しく作られた浄土教系